

事務連絡
令和5月6月22日

各事業所管理者様

みよし広域連合介護保険センター所長
(公印省略)

介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスの併用について（通知）

日頃は、介護保険行政にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護予防・日常生活支援総合事業の運用について、平成28年10月3日及び平成29年2月1日開催の事業者向け説明会においてお伝えしたところですが、総合事業の利用回数について別紙のとおり通知します。

なお、本通知はこれまでの内容に変更を加えるものではなく、これまでの通知等において記載のなかった事項について改めて周知するために行うものです。事業所各位におかれましては、引き続き介護サービスの適切な運用をよろしく申し上げます。

みよし広域連合介護保険センター
担当 地域支援係 松下
TEL0883-76-0030 FAX0883-76-0033

総合事業の利用回数について

【訪問型】

訪問型 サービス	従前相当 (介護予防訪問介護相当サービス)			訪問型サービスA		
	週1回程度	週2回程度	週3回程度	週1回程度	週2回程度	週3回
	月4回まで	月5～8回まで	月9～12回まで	月4回まで	月5～8回まで	
事業対象者	○	○	○	○	○	×
要支援1	○	○	×	○	○	×
要支援2	○	○	○	○	○	×

○従前相当と訪問型サービスAを併用する場合

利用回数の合計が従前相当の利用上限を超えないこと

- ・事業対象者 … 従前相当+訪問型サービスA 週3回程度まで
- ・要支援1 … 従前相当+訪問型サービスA 週2回程度まで
- ・要支援2 … 従前相当+訪問型サービスA 週3回程度まで

※介護報酬の請求に当たっては、従前相当と訪問型サービスAは個別に請求します

【通所型】

通所型 サービス	従前相当 (介護予防通所介護相当サービス)		通所型サービスA	
	週1回程度	週2回程度	週1回程度	週2回程度
	月4回まで	月5～8回まで	月4回まで	月5～8回まで
事業対象者	○	○	○	○
要支援1	○	×	○	×
要支援2	○	○	○	○

○従前相当と通所型サービスAは併用できません

※訪問型と通所型の併用については、利用回数の上限は個別に適用
(訪問型で週1～3回程度利用+通所型で週1～2回程度利用が可能)